

## 第 68 回ジェンダーセッション

### 世界の紛争下における性暴力の課題

秋林 こずえ（同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授）

今日は、第 68 回ジェンダーフォーラムの会にお招きいただき、誠にありがとうございます。

私の研究分野は「ジェンダーと平和」で、その研究活動とともに NGO の活動もしています。現在、婦人国際平和自由連盟（Women's International League for Peace and Freedom—WILPF）という NGO の国際会長も務めています。WILPF は、第一次世界大戦を止めるために、1915 年、参政権を持たなかった女性たちがヨーロッパを中心に立ち上がり設立した団体です。2015 年に設立 100 周年を迎えた、世界で最も長い歴史がある国際女性平和団体です。本部はジュネーブにありますが、33 の国・地域に支部があり、日本にもおよそ 90 年の歴史を持つ支部があります。

WILPF が取り組んでいる課題の一つが、紛争下における性暴力の問題です。私自身は、紛争下の性暴力だけでなく、長期駐留の外国軍による性暴力、具体的に言えば沖縄、韓国、フィリピンなど、特に米軍の駐留地域における性暴力の問題やそれと関わる安全保障の問題について、この 20 年間、活動と研究をしてきました。今日はそのような活動の背景の話もしたいと思います。

#### 紛争下の性暴力：国際社会の取り組み

2014 年 6 月、ロンドンでアンジェリーナ・ジョリー UNHCR 特使とウィリアム・ヘーグ英外相が、紛争下における性暴力を止めようと、「紛争下における性的暴力の終焉のためのグローバル・サミット」を開催しました。日本の岸田外相を含む約 70 カ国の閣僚が参加しました。ただ紛争下における性暴力の問題は、ここで初めて取り上げられたわけではありません。そこで今日は、これまでどのような取り組みがされてきたか、それが現在どの方向に向かっているのか、そして私たちは何を考えるべきかについてお話ししたいと思います。

紛争と性暴力に関してはみなさんも様々なケースをご存知かと思います。最近の例では、2014 年にナイジェリアでボコ・ハラムが学校から女の子たちを集団で拉致したケースがあります。その中の数人がようやく逃げてきたという報道が、ここ数日ありました。それから、コンゴ民主共和国では大規模で組織的な性暴力が現在も続いています。

国際社会でこのような紛争下の性暴力が課題として認識され始めたのは、1990 年代初めです。当時、旧ユーゴスラビアとルワンダでそれぞれ内戦が勃発し、そこで組織的な性暴

力が行われました。それが広く報道されたことにより、国際社会の認識が高まりました。

しかし紛争下の性暴力はこれだけでなく、多くの地域で続いています。アジア地域ではかつての日本軍「慰安婦」制度が規模と組織性の面において紛争下の性暴力の重要なケースです。これらの紛争下の性暴力は罪として十分に認識されてきませんでした。1990年代以降、世界の市民運動が協力してこの問題に取り組むようになりました。

1998年には国際刑事裁判所（ICC）のローマ規程が国連で採択され、強かん、強制妊娠、性奴隷制、強制売春などが紛争下の組織的性暴力として定義されました。紛争下の性暴力は人道に対する罪であり、戦争犯罪であること、そしてこれらは処罰の対象となることが明文化されました。

ジョリー特使が2014年のグローバルサミットにおいて、パワフルな発言をしています。強かん、あるいは組織的な性暴力は、紛争時に避けられないものではない（inevitable）、と主張しているのです。言い換えると、防げるものだという意味です。

もう一つ大切なことは、ヘーグ外相も言っていました。強かんを紛争の武器として使うようなことを許してはいけないということです。紛争の武器（weapon）や手段（tool）、あるいは国連の文書では tactics（戦術）という言い方もしています。それはどういう意味かというと、紛争下の性暴力は偶発的に起こるのではなく、そこには何らかの意図が働いていることです。ジョリー特使は、紛争下の強かんはセックスの問題ではなくて、「権力関係の問題」であると断言しています。つまり性欲の問題ではなくて、これは支配を示すための方法であるということです。

### 戦争の武器としての性暴力

では、なぜ強かんなどの性暴力が紛争下で武器や戦術になるのかについて、考えてみたいと思います。一つは、それぞれの社会、集団における女性が従属的な地位に置かれているということです。女性の社会的な役割、例えば家事やケアの労働、あるいは家族や集団の中で、女性は守られる対象、守られる立場にあることが一つのポイントです。紛争時に敵の集団を弱体化させたい場合に、敵の男性たちが「守らなければいけない対象」である女性たちを意図的に攻撃する、つまり強かんするのです。強かんが権力関係の問題であり、支配することであると考えれば、敵の女性たちを自分たちの支配下に置くことは、敵の男性の兵士たちは守る能力がなく、自分たちが敵よりも強いことを見せる征服の象徴になります。

また、組織的性暴力の定義には強制妊娠が含まれています。特に旧ユーゴスラビア内戦の際に広く知られるようになりました。意図的に敵の集団の女性たちに自分たちの子どもを妊娠させるのです。本ニュースは、こんなことが起こっているのかという驚きをもって世界で報道されました。

強かんも妊娠させることも、女性を「従属しているもの」として認識しているからこそ効果があります。敵の女性たちが自分たちのものになる、あるいは支配下におかれること

を意味するからです。まして自分たちの子どもを産ませるということは、父系社会においては、自分たちのものになるということです。そのような女性の社会的な役割、あるいは従属的な地位があるがゆえに、この強かん、強制妊娠、あるいは性奴隷が、武器や戦術の一環として有効なのです。

### 「恥」の文化

ジョリー特使がもう一つ強調していた点は、紛争下の性暴力——これは性暴力一般にも共通して言えることですが——は、「被害者の恥」とされることです。本当は被害者は何も恥じることはなく、恥ずべきは加害者です。しかし、現実には被害者が責められます。これは紛争下の性暴力を考える上で重要なポイントです。それは女性のセクシュアリティ、性的な自律性が認められていないことに起因するからです。

家父長制における女性の従属的な地位と関係しますが、性暴力の被害にあった女性はそのコミュニティにいられなくなることが多いのです。多くの場合、性暴力の被害者が無事に帰ったとしても、そのコミュニティが被害者・サバイバーを受け入れない、ということが起こります。それを強かんする側も知っており、コミュニティをケアする役割を担う女性たちを攻撃し、その結果、コミュニティから追い出す。現在の言葉で言う displacement（移住）を余儀なくされるわけです。それによってコミュニティの人口が減少し、また機能しなくなることによって、弱体化するわけです。

女性が自分の性、自分が誰とセックスをするか決められるという価値観、女性の性的自律性がない社会でこそその問題です。

性暴力の被害者は身体的なダメージも深く受けますが、それとともに性暴力がもつ心理的なダメージも戦術として使われる理由となっています。

女性の被害者・サバイバーについて話しましたが、男性の被害者・サバイバーも数は少ないものの、実際にいます。男性のサバイバーも同様に、恥の概念、あるいは男性が強かんされることに関する社会の女性被害者に対する目とは異なった意味での蔑みの目が、男性被害者・サバイバーに対して向けられます。最近少しずつ男性の被害者・サバイバーの声が上がられているものの、それはまだまだ困難なことです。

### 国際社会の認識——人権侵害、戦争犯罪、平和・安全保障

紛争下の性暴力に関する国際社会の認識の変化については、大きく 3 点を挙げたいと思います。例えば日本軍「慰安婦」制度については、これがあったことは多くの人が知っていました。しかし、戦争に性暴力はつきものだという言い方がされ、それは仕方がないんだ、そういうものだからと言って、被害者がいながら何も手立てが講じられなかった状態が長年続いてきました。

1990 年代の旧ユーゴスラビアとルワンダの内戦が終わり、国連で戦争犯罪を裁く国際戦犯法廷が設置されました。戦争犯罪に関してどの紛争について国際戦犯法廷が開かれるの

かということは、当時は国連の議論で決まっていた。そうすると国際戦犯法廷の設置については国連内での力関係に左右されるので、必ずしも公平とはいえないという側面もあります。ですが、この2つの戦争についての国際戦犯法廷では組織的な性暴力も裁く必要があるという議論が上がり、それによって実際に裁かれることになったという意義があります。その意味で、1990年代は、市民社会、政府関係、国連内で動きがうまく作用し、紛争下の性暴力の問題に関する認識が高まった時期と言えます。

特にここで挙げたい3点の、1点目は、人権の分野で武力紛争下での性暴力の問題が問われるようになったこと、2点目は、戦争犯罪という領域でも紛争下の性暴力が取り上げられるようになったこと、そして3点目は、2000年までにかかりましたが、武力紛争下での性暴力が平和、安全保障の問題であることが国際社会で認識されるようになったことです。その3つの領域の中で武力紛争下での性暴力が認識され始め、それを訴追する、裁く、あるいは防止するという議論と、対応するためのメカニズムがある程度、築かれ始めた時期が1990年代でした。

例えば、武力紛争下での性暴力が女性の人権の問題であると国連が明言したのは、1995年に北京で開催された国連の第四回世界女性会議でした。本会議は政府間会議ですが、並行して行われたNGOフォーラムには5万人の市民が参加しました。最大規模の市民の参加がありました。そのような中で採択された政府間会議の成果文書である「北京宣言と行動綱領」は、国際社会で取り込まれるべき女性の人権の12の重大領域を挙げました。そのうちの 하나가「武力紛争と女性」です。

同時期に、戦争犯罪を裁く常設の刑事裁判所、国際刑事裁判所の設置を求める運動が進められていました。戦争犯罪は全て裁かなければいけない、どの戦争が裁かれ、どの戦争が裁かれないというような不公平をなくすそうというものです。1998年に採択された国際刑事裁判所のローマ規程では、何が裁かれて何を裁くのか、裁く対象は何で、その罪はどのような定義を有するのかが示されています。そしてここには、組織的な性暴力も裁かなければならない罪として含められ、定義されました。これは女性の人権問題の活動に関わってきたNGOのロビー活動の大きな成果です。

人権と戦争犯罪においては長年運動が行われ、上記のような成果が上げられました。しかし、さらに、なぜ性暴力が戦術として使われるのかを考えると、武力紛争下の性暴力は平和と安全保障の問題であることを認識せねばならないという動きが、1990年代後半、特に市民社会、NGOの間で高まりました。平和・安全保障というテーマは、人権や開発よりも国連の中でNGOがアプローチしにくい領域です。それは平和・安全保障は非常に高度な重要な問題で、一般市民にはわからないという見方がされてきたからです。これは政府間の高いレベルでしかできないテーマであり、NGOが関与するような問題ではないという考えが、国連でも一般的にも浸透しています。その雰囲気は現在の国連でもありますが、1990年代はもっと強く存在していました。

しかし、WILPFなどのNGOが連合を作り、集中したロビー活動を行った結果、2000年10

月に、ジェンダーを初めて取り上げた国連安保理決議 1325 号「女性と平和・安全保障」が採択されました。国連安保理は、常任理事国 5 カ国と非常任理事国 10 カ国で構成されていますが、安保理の決議は、他の 190 余りの加盟国に実施義務を課す力を有しています。

さまざまな政治的駆け引きもあるため、決議の内容は多少弱まってしまったという面もありますが、根本的には平和・安全保障関連の政策の意思決定過程にジェンダーの視点を取り入れることと明記されています。

ジェンダーの視点を入れるために女性の登用を謳っているのですが、採択以降、女性が入れればジェンダーの視点になるのかというような批判もあり、この 15 年間の成果について振り返る作業が行われています。

ただ、安保理決議 1325 号を推進しようとした市民たちは、女性の政治参加を確実にすることで、紛争そのものをなくせるような社会の仕組みをつくろうと考えていたことは強調しておきたいと思います。現在までに「女性と平和・安全保障」をテーマとする安保理決議は、7 本採択されています。

WILPF は、安保理決議 1325 号を中心として国連では何が行われているのか、世界各地でどういう運動があるのかという情報を集めて、ウェブサイトで紹介しています。Peace Women Project という WILPF のプロジェクトが行っている活動です。

紛争下の性暴力の問題について取り組む上で重要なもう一つの点は、「不処罰」です。これは、紛争下の性暴力が続いてきた一つの要因として、これが罪として認定されず、また、それが罰せられなければならないこととして認められてこなかったことを指します。このことに関して、1990 年代以降、人権、戦争犯罪、平和安全保障の分野において、武力紛争下の性暴力は罰せなければならないという規範が形成されてきました。規範が形成されたから全てが解決するというわけではなく、なかなか解決されないからこそグローバル・サミットのような会議が開かれるのですが、罰せなければいけないという共通認識が生まれたことは成果です。

## 紛争と軍隊

しかし、それでは紛争下の性暴力に関しては、紛争だけに目を向けておけばいいのでしょうか。長期駐留外国軍隊の問題に取り組んできた経験から、私は紛争下の性暴力に取り組んでいるだけでは問題は解決しないのではないかと考えています。紛争の問題だけではなく、軍隊の問題なのではないかということです。駐留軍だけではなく、国連の平和維持部隊 (PKO) による性暴力の問題に接しても、そのような認識を強く持つようになりました。これは国連内でも大きな問題になっています。

遡れば、1990 年代に旧ユーゴの内戦の後にも、組織的な性暴力、強制売春、人身売買も含めた性暴力が PKO 要員によって行われました。現在、WILPF の事務局長を務めているマデレーン・リーズというイギリス人の弁護士は、1990 年代半ばに紛争終結後のボスニアで国連人権高等弁務官事務所のジェンダー・ユニットのチーフとして赴任しました。そこで、

アメリカ人の文民警察官とともに、PKO 要員が組織的な性暴力に関わっていたり、あるいは当事者であったことを突き止め、これを訴追しようと国連に働きかけました。結局、PKO 要員に与えられていた外交特権のため、彼らを訴追できませんでした。リーズは失望して国連を去り、NGO で働き始めました。そういう一連の出来事について、『トゥルース（' Whistleblower' 、内部告発者）』という映画で描かれています。最近の事例では、中央アフリカ共和国やハイチで同様な事件があります。潘基文国連事務総長は、国連はこのような行為を許さない（zero tolerance）と既に数年間にわたって主張してきましたが、現実には PKO による性暴力は現在も続いています。このような有様に直面すると、PKO は一体何を目的に現地に派兵されているのかと考えざるをえません。PKO というのは、安保理で承認された後に、加盟国政府が自国の兵士を派遣します。これらの兵士は基本的には正規軍のトレーニングしか受けていません。そのことと紛争と性暴力は関連するのでしょうか。また、紛争下の性暴力は、非常に残虐なケースについて報道されることが多く、ややもすると、戦争という「極限状態」でこのようなことが起こってもしようがないと考えられることがあります。しかし、現実には紛争下だけでなく、実戦に配備される訓練をしている軍隊がいる地域でも性暴力が数多く起こっています。

沖縄のケースは時々目にされると思いますが、戦後 70 年以上も沖縄に米軍が駐留していて、その間ずっと性暴力が続いています。米軍は韓国やフィリピンにも長年駐留していますが、基地の周りの性売買も含めて、これらの駐留地域でも兵士による性暴力が続いています。米軍が世界で一番多く展開しているため、数としては一番多く目にしますが、その他にも、例えばケニアでは長期駐留している英国軍による性暴力などの報告もあります。性暴力は紛争だけではなく、軍隊あるいは軍事的な組織に内在する問題ということに着眼しなければならぬことを、運動に関わりながら考えています。

## 最後に

そのような点から、みなさんに問いを投げかけたいと思います。紛争下の性暴力の問題を考えるときに、紛争だけが問題なののでしょうか。紛争に注目しているだけでは見えないことがあるのではないだろうか。どうすれば根本的に防止できるだろうか。みなさんにも考えてほしいと思います。

今日はどうもありがとうございました。